平成２３年（家）第３１４号
名古屋市中区丸の内３丁目６番41号ＡＭビル６階榊原裕臣法律事務所
申立人　榊原　裕臣
本籍愛知県尾西市小信中島字柳枯草場934番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日平成８年４月12日、出生の場所愛知県中島郡起町大字小信中島263番戸、出生年月日昭和８年11月28日、職業会社役員
被相続人　亡　筧　　博吉
催告期間満了日　平成24年１月６日
名古屋家庭裁判所一宮支部

平成２３年（家）第５０１７号
滋賀県東近江市八日市上之町８番36号アジアビル２階　東近江司法書士事務所
申立人　池元　優子
本籍京都市下京区西木屋町通五条下る南京極町77番地、最後の住所滋賀県彦根市平田町628番地31、死亡の場所滋賀県犬上郡豊郷町、死亡年月日平成22年４月６日、出生の場所滋賀県東浅井郡竹生村、出生年月日昭和18年８月19日、職業不詳
被相続人　亡　平井　　壯
催告期間満了日　平成23年12月16日
大津家庭裁判所彦根支部

平成２３年（家）第５０１８号
滋賀県東近江市八日市上之町８番36号アジアビル２階　東近江司法書士事務所
申立人　肥夏　央尚
本籍不詳、最後の住所不詳､死亡の場所不詳、死亡年月日不詳、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳
被相続人　亡　福永弥右ヱ
催告期間満了日　平成23年12月16日
大津家庭裁判所彦根支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出てください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

平成２３年（へ）第７２号
東京都中野区中央２丁目58番20号
申立人　有限会社ベル商事
代表者代表取締役　鈴木　長吉
権利の届出の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴不動産の表示（土地の表示）
所在　中野区中央二丁目
地番　59番６
地目　宅地
地積　17.25平方メートル
⑵登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定仮登記
受付年月日・受付番号　東京法務局中野出張所
昭和46年12月25日受付第35767号
原因　昭和46年７月13日競落許可決定
目的　普通建物所有
権利者　品川区平塚二丁目649番地（新町丁名品川区平塚二丁目13番８号）
三笠物産株式会社
２⑴不動産の表示（土地の表示）
所在　中野区中央二丁目
地番　60番４
地目　宅地
地積　54.61平方メートル
⑵登記した権利の内容は１⑴の不動産の表示（土地の表示）の１⑵の記載に同じ

平成２３年（へ）第７８号
東京都渋谷区初台１丁目16番11号
申立人　今里美知康
東京都中央区銀座５丁目13番18号
申立人　新旭コーポレーション株式会社
代表者代表取締役　今里美知康
申立人両名代理人弁護士　猪瀬　敏明
権利の届出の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴（一棟の建物の表示）
所在　中央区銀座五丁目201番地２、201番地３
構造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付５階建
床面積　１階155.43㎡・２階158.01㎡・３階156.26㎡・４階156.26㎡・５階70.47㎡・地下１階173.12㎡
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　銀座五丁目201番２の２
種類　店舗
構造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付５階建
床面積　１階72.95㎡・２階74.18㎡・３階73.35㎡・４階73.35㎡・５階28.92㎡・地下１階83.40㎡
⑵登記年月日番号及び登記した権利の内容
①東京法務局昭和６年６月４日受付第8256号
登記の目的　根抵当権設定
原因　昭和６年５月30日根抵当権契約及昭和６年７月22日変更契約
債権極度額　金２万4000円
利息　年７分３厘
遅延損害金　日歩４銭
債務者　東京都京橋区妥女町23番地
今里　三平
根抵当権者　中央区日本橋蛎殻町一丁目２番地１
復興建築助成株式会社
②東京法務局昭和６年８月11日受付第11733号
登記の目的　条件付賃借権設定仮登記
原因　昭和６年５月30日設定（条件同日契約した根抵当権の債務の不履行）
借賃　１月147円
支払期　毎月末日
存続期間　３年
特約　譲渡、転貸ができる
債務者　東京都京橋区妥女町23番地
今里　三平
権利者　中央区日本橋蛎殻町一丁目２番地１
復興建築助成株式会社

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２３年（家）第５３７号
兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目４―24―610
申立人　永岡　正幸
本籍兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目４番、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目189番地Ｉ’Ｓ東園田317号
不在者　永岡　友範
昭和48年１月27日生
公示催告期間満了日　平成23年９月７日
神戸家庭裁判所尼崎支部

除権決定

平成２２年（へ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
千葉県君津市八幡254番地
申立人　亡鮎川貞雄承継人　鮎川　雪江
千葉県君津市八幡254番地
申立人　亡鮎川貞雄承継人　鮎川　一視
千葉県富津市六野549番地３
申立人　亡鮎川貞雄承継人　田村須美子
上記３名代理人弁護士　小川　雅義
権利の届出の終期　平成23年３月25日
平成23年５月26日　木更津簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　君津市八幡字吉田312番
田　1884平方メートル
⑵登記年月日番号　千葉地方法務局木更津支局大正13年12月29日受付第4276号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　大正13年12月26日設定
借賃　１年玄米２石２升７合
支払期　毎年12月末日
存続期間　20年
賃借権者　君津郡貞元村八幡312番地
石井　　信

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６２５号
千葉市中央区市場町２番７号
債務者　有限会社櫂
代表者代表取締役　山岸　佶子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　隆夫
４　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係